



肺難病、母のお腹ごしに 針刺し手術 出生前・後で治療

大阪大学医学部附属病院は、生まれつき肺のつくりが通常と異なる重い病気の女兒に、出生前の治療と出生後の手術を行ない、成功したと発表した。後遺症もなく退院したという。

女兒の病気は肺がつくられる時、ふくろ状の嚢胞ができる先天性肺嚢胞性腺腫様奇形 (CCAM)。同病院での胎児への治療は昨年度 5 例あるが、重い CCAM の子どもに出生前と出生後に治療した例は国内では報告がないという。

CCAM は 5000 人に 1 人の割合で発症。大半は胎児のうちに嚢胞が自然に小さくなるが、重症化すると心臓や肺を圧迫、呼吸不全で亡くなることもある。

そこで同病院胎児診断治療センターのグループは、23 週の胎児の段階で、母親のお腹ごしに針を刺して胎児の嚢胞を小さくした。出生前に再び悪化したため、生後 2 日目に人工心肺をつけた状態で左の肺を一部切除。生後 14 日目に左肺に残った病変を取り除く手術をした。女兒は人工呼吸器も外して無事に退院した。親は「元気になるって退院できてうれしい」と話していたという。

(6 月 8 日付朝日新聞)

妊娠・出産…教師と一般の人で「知識の差」なし

妊娠・出産の知識について、教師と一般の人に明確な差はないとする調査結果を関東中央病院 (東京都) の中江華子産婦人科部長らがまとめた。

高齢出産や不妊に悩むカップルが増えているなか、若年層に影響をもつ教師に、生殖について正しく理解してもらう取り組みが必要としている。

2015 年 4～12 月、人間ドックの受診者に妊娠などについてアンケートを実施。8 月までに回収したなかから教師と元教師 796 人の回答を抽出し、一般の人と比較した。

妊娠・出産に伴うリスクは検査で予測できないが、81% が「予測できる」と回答。また加齢とともに妊娠しにくくなるが、48% が「生理があるうちはいつでも妊娠可能」と答えた。すべての質問の平均正答率は教師と一般の人であまり差がなかった。

(6 月 8 日付読売新聞)

産科医師不足でも、 地元で出産を 支援体制を整備

深刻な産科医師不足が続くなか、北海道と北海道大学医学部産婦人科などが運営する一般社団法人「WIND」が、地域の中

核病院の出産医療体制を支援する協定を結んだ。医師の研修や勤務環境の改善で連携し、地元でお産ができる体制を整える。

協定の対象は、浦河赤十字病院 (浦河町)、倶知安厚生病院 (倶知安町)、富良野協成病院 (富良野市)、八雲総合病院 (八雲町)、網走厚生病院 (網走市) の 5 施設。いずれも常勤の産科医師が 0～2 人で、道は地域で出産できる体制を維持するためには緊急的な支援が必要だと判断した。

道と同法人は今後、地元市町村も交えた情報共有を行ない、指導医を派遣して若手医師を対象に研修を充実させる。医師の事務業務を補う人材を確保するなど勤務環境の改善も図る。支援を継続することで、長期的には産科医師の志望者も増やしたい考えだ。

協定の対象の 1 つ、八雲総合病院は、2 人の常勤医が 365 日出産に備えている。日本海側のせちな町や寿都町などにも巡回健診を行っており、出産数以上の負担がかかっているという。同病院は、協定について「(医師は) 緊張感を持ち続けた状態で勤務しており、サポートしてもらえるのは心強い。地元で安心して出産し、子育てをできるよう取り組んでいきたい」としている。

道内は産科医師不足が深刻だ。179 市町村のうち出産できる医療施設があるのは、2 割以下の 30 市町。高度な医療施設を備えた

30 か所の「地域周産期母子医療センター」のうち、4 か所は出産の取り扱いを休止している。医療機関で働く全医師に占める産科医師の割合も、2004 年の全国平均が4.1%なのに対し、道内平均は3.4%。2014 年も全国の3.7%に対し、道内は3.1%だった。

(6月9日付読売新聞)

**「幼児の昼寝、
長いと夜更かし」を証明
聖路加国際病院など**

幼児は昼寝が長過ぎると夜更かしすることを科学的に証明したと、聖路加国際病院と国立精神・神経医療研究センターなどの研究チームが英科学誌に発表した。経験的には認識されてきたことだが、体の動きを記録する計測機器を使い、正確なデータを集めて分析、それを裏付けた。

研究では、1歳半の男女計50人の腰に機器を装着してもらい、1週間、睡眠の長さや時間帯を調べた。その結果、昼寝が長かったり、目ざめる時刻が遅かったりすると、夜間の睡眠が短くなり、就寝時刻も遅くなることが確認できた。こうした状態が続くと、寝不足や昼夜逆転による生活習慣の乱れを招く恐れがある。

同病院小児医療センターの中川真智子医師は「子どもの就寝時刻の遅さは、親にとっても悩みや寝不足につながる可能性がある。昼寝を早めに切り上げる、午後の早い時間帯にするとといった見直しで改善できるのではないか」と話す。

(6月11日付読売新聞)

**不妊検査「男女一緒に」は
4割とまり…男性側が
遅れる傾向**

不妊の原因を調べる検査を、男女が同時期に受けたというカップルは約4割にとどまるという調査結果を、厚生労働省研究班(研究代表者・湯村寧^{やすし} 横浜市立大学泌尿器科講師)がまとめた。

不妊の原因は男女半々とされる。研究班では「原因に気づくのが遅れるほど、不妊治療の期間が長くなる。治療を始める時は必ずカップルそろって検査を受けてほしい」と呼びかけている。

今年1~2月、男性不妊に関するアンケートをインターネットで実施し、主に不妊治療を経験した男女333人から回答を得た。

本人かパートナーが精液検査を受けたと回答したのは297人。うち3割近くは確実に男性への不妊治療が必要とされる「精子がゼロかそれに近い状態」と指摘された。「ほとんど問題なし」とされたのは約1割しかいなかった。

精液検査を受けたと回答した人のうち、産婦人科か泌尿器科で検査を受けた273人に時期を尋ねると、「女性の検査と同時期に受けた」と回答した人は116人(42%)で、「女性が検査を受けた後」と答えた人が129人(47%)だった。「男性が先」と答えた人も28人(10%)いたが、約半数のカップルは女性が単独で不妊治療の検査を始めていた。

(6月20日付読売新聞)

**マタハラ相談件数、
過去最多を2年連続で
更新**

妊娠や出産を理由に不利益な取り扱いをする「マタニティー・ハラスメント」などについて、2015年度に全国の労働局にあった労働者からの相談件数は4762件で、過去最多を2年連続で更新した。妊娠を理由とした職場での降格を違法とした2014年の最高裁判決などの影響とみられる。

全国の労働局の雇用均等室(4月から雇用環境・均等部)に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法(以下、育介法)、パートタイム労働法がらみで労使から寄せられた相談を厚生労働省がまとめた。

労働者からのマタハラ相談の内訳をみると、婚姻や妊娠、出産を理由とする不利益取り扱いに関する相談が55.6%を占め、前年度比17.7%増の2650件。育児休業での不利益取り扱いが同20.8%増の1619件と続き、相談の34.0%を占めた。件数は3年連続で前年を上回り、初めて4000件に達した。

マタハラ以外も含めた労使からの全体の相談件数は前年より12.2%減の8万4210件。育介法が同2.5%減の5万1478件、均等法が同6.1%減の2万3371件。パート法は改正法の施行を前に14年度に企業からの相談が増えた反動で、15年度は約半減の9361件だった。

(6月22日付朝日新聞)